

共同研究報告

地域における外国人子弟の教育条件整備に関する調査研究

—東海地方の事例を中心に—

1 共同研究者

朝倉美香 有賀克明 丹羽孝 村井忠政 山田敦 (以上本学教員)

2 研究課題とその意義

経済活動のグローバル化が否応なくひきおこす二次的現象のひとつは、好むと好まざるとにかかわらず外国人同士が生活空間を共にする機会の増加であり、その結果社会的諸権利や、文化・習俗のちがいによってもたらされるさまざまな面での衝突である。

それはたとえば、公衆浴場における作法についてのゆきちがいのような些細なものから出発して、あるいは社会参加、政治参加における行使権限の有無のように高度に政治的判断を求められるものまで、まさにさまざまにある。日本のように、外国人の流入を意識しないで済むような地域共同体を長く続けて来た国にとっては、たとえささやかな問題であっても、外国人との間の文化的摩擦や習慣上の差異はけっして軽視して済むことがらではない。

しかし、いくつかの条件が重なった結果、日本に流入してくる外国人労働者の数は近年激増しているものであり、とくにその子弟はいずれこの国の政治経済に深く関わる可能性をもっている。また、単に日本に定住した外国人との関係のみならず、彼らの故国との関係は、それら在日外国人を通じた形で今後より密接なものになっていくことが、十分に予想される。

そうしてみると、彼ら外国人の子弟が、渡航間もない日本でいかなる処遇を受け、あるいはその基本的人権を守られているか否かは、その後の二国間関係や国際関係に少なからぬ影響を与えるに相違ない。

本研究では製造業を始めとする大小多数の企業や産業施設の多い東海地方について、この地域に多い中国人、ブラジル人を中心に外国人の受け入れ状況やその子弟の学校教育受け入れにおける条件整備がどのような実態にあるのかを調査・分析することを基本的な課題とした。

具体的には①これまでの先行研究の分析 ②調査すべき地域と地方自治体の確定 ③地方自治体の外国人受け入れについての基本姿勢と、教育委員会、社会教育、学校教育などの各機関の受け入れの意識やその態勢 ④特に学校現場における日本語学習を中核とした学習条件の整備や生活習慣の理解などにかかわる措置がどう具体化されているか 等々について調査し、施策上の課題や教育上の問題点を抽出していきたい。

3 研究活動の経過 (2001年4月～2002年3月)

①研究報告会 (9回)

2001年 5/24 研究の進め方について 6/7 資料解題 6/21 村井報告
 7/5 村井報告 7/26 有賀報告 8/28 朝倉報告
 10/26 実地調査報告 11/9 山田報告 12/7 山田・朝倉・有賀・村井報告

②実地調査（1回） 9/26「愛知県中国帰国者自立研修センター」の聞き取り調査

4 研究成果の概要

以下、（1）岐阜県の中国帰国者3世の教育環境 （2）名古屋市内の中国帰国者支援組織
 （3）愛知県下の日系ブラジル人集住地区における学校教育問題 （4）静岡県下の日系ブラジ
 ル人集住地区の調査計画の4地域に関する研究の概要を報告する。

1) 岐阜県における中国帰国者子弟の教育

中国帰国者2世・3世の教育問題に関する先行研究は、国費帰国者を受け入れる中国帰国者定
 着促進センター（以下、センターと記す）の職員によるものが多い。例えば寺村・佐久間
 （1995）は、センター修了の中学生を人的リソース（人との接触）の視点から追跡調査をし、半
 構成的面接法による訪問調査の成果から生活実態をまとめた。

中国帰国者の研究は首都圏という比較的支援環境が充実している地域を対象にしたものが多い
 ため、本研究では岐阜県大垣市の事例を取り上げ、地方都市における3世（学齢期生徒）の教育
 環境について参与観察法による調査・考察を試みた。これは断片的な数値や一過性の調査による
 帰国者の3世像を探索するのではなく、長期的に帰国者の言葉から彼らの教育環境を考察するた
 めである。これによって東海地方の周縁部における教育の国際化を考える一助となるだろう。

さて本テーマに関しては、帰国者3世がプラスの学習意欲をいかに維持しているのかを明らか
 にすることに焦点をあてた。

結論を述べると、プラスの要因として働いたのは、第一に日本と中国の教育事情に通じた自立
 生活指導員の存在であった。彼は公的な存在とはいえ、在籍校の教師のように毎日顔をつき合わ
 せたり、彼らに成績をつけ評価する立場にない。

第二に、学齢期の子どもの教育に対して前向きな世帯が多かったことは注目に値する。つまり
 帰国者には、日本で生活水準を向上させ、子どもに学歴をつけたいといった上昇志向が強いとい
 えよう。これまでの帰国者に関するレポートは、政府による帰国者対策の未整備、あるいは帰国
 者に勤労・勉学意欲が見られないことを指摘したものが多かった。しかし大垣市の事例をみる限
 り、残留婦人・残留孤児の子どもである2世が仕事に励み、3世の生活環境を整える努力をして
 いる。そして帰国者の自助努力は、3世の上級学校進学という目に見える成果として結実しつ
 つある。

本事例のように、地方に居住する帰国者が子どもの教育を求め奮闘できる要因として、都市部
 に比べ帰国者数が少ないため各家庭レベルでは手厚い支援を受けることが可能なこと、さらに保
 守的な土地柄であるため帰国者も家族を大事にする生活を心掛けている点が挙げられよう。

2) 愛知県中国帰国者自立研修センター聞き取り調査

中国残留孤児とその近縁者は在日外国人の中でもやや特殊な位置にある。入国条件は一般の外国人とは著しく異なるし、来日後の生活についても比較的手厚い支援を受けられることになっている。

それでも、これらの人々の日本における暮らしや環境適応はけっして容易ではない。具体的などのような問題を抱えているのか、さしあたり名古屋市内の自立研修センターで、帰国者に対する支援状況を調査することとした。

9月27日の聞き取り調査では以下の点が明確になった。

愛知県中国帰国者自立研修センターは1985年、厚生省（当時）による委託業務（設置運営要領に基づく）として社会福祉法人・愛知県厚生事業団により設立。全国20カ所（2001年4月現在。9月26日現在は15カ所に減少）の一つ。他県の場合は、社会福祉協議会が設立運営にあたるなど、設置・運営形態は多様である。愛知県における管轄は現在、健康福祉部（援護課）にあるという。

中国からの帰国後4ヶ月間は全国4カ所（埼玉・長野・大阪・福岡）（以前は愛知県新川町にもあった）の「中国帰国者定着促進センター」で生活支援が行われる。その後同自立研修センターにて生活支援（8ヶ月間）が行われる。

厚生労働省により本年度計画で「中国帰国者支援交流センター」の設置（2カ所）が予定されている。残留者はなお700人あまりあるものの、帰国者は漸減している。高齢化、日本での生活・就職困難等がおもな理由と思われる。

同研修センターは通常業務をしている限り、財政的には問題はないとの説明であった。職員は、所長（常勤）、日本語講師（非常勤：若干名、現在7名）、相談員兼通訳（非常勤：若干名、現在2名）、事務員（嘱託職員）となっていて、現状では7世帯11名の帰国者の支援にあたっている。日本語教育はレベル別の二クラスで定員30名。中国語のできる講師がほしいとのことであった。

今回の聞き取り調査で、いくつかの課題が明らかになってきた。

まず、周辺住民との間での摩擦など、問題は特に発生していないが、交流もまったくないという問題である。センターとしては、居住区（港区、南区などの県営・市営住宅の在住者が多い）での交流を援助する活動を行なっていきたいとしているが、居住区に同センターの職員のような専門員が配置されない限り実現は難しいのではないかと。県レベル（援護課）でも地域交流の促進を図ろうという計画があるそうなので、そうした動きとの連携が重要になってくると思われる。

また、支援組織間のネットワークもまったくないというのが意外であった。少なくとも愛知県国際交流センター、名古屋国際センター、各種民間組織・ボランティア組織などとの連携、連絡は積極的にとりくむべきではなかろうか。

また、高校入学には大きな壁が立ちはだかっている。自立研修センターではその性格上、生活指導と日本語の学習がもっぱらで、それ以外には進学準備にあたるような学習指導はまったくないため、帰国者にとっては高卒の学歴も実力も得ることが困難で、したがって研修センターへの通所後の就業はきわめて難しいということであった。これはもちろん、中国帰国者に限らず、在

日の外国人子弟全般に共通した深刻な問題であり、義務教育における教育条件整備や学習支援の問題とならんで日本の教育行政が意識して取り組むべき重要な課題である。

3) 豊田市保見団地における日系ブラジル人との共生の試みと教育問題

1990年6月の「入管法」改正前後から、わが国では急激にブラジル、ペルーなど南米の国々から日系人が外国人労働者として「合法的に」就労する現象が顕著になっている。とりわけ愛知県下のトヨタ自工（株）の企業城下町といわれる豊田市には近年日系ブラジル人の居住者が急増しており、地域住民との間で様々なトラブルが発生している。

本研究では豊田市内最大の日系人集住地域として全国的に知られる保見団地を事例として取り上げ、日系ブラジル人日本流入の原因をブラジル側の押し出し要因（インフレと高い失業率など経済的要因が中心）と日本側の引き込み要因（中小零細企業における労働力不足）に分けて説明した。

次に保見団地の概況とそこに日系人が集住するに至った経緯を明らかにし、その結果同団地住民とのあいだにいかなる問題が発生したか、また自治区はそれに対応してきたかを同団地自治区長A氏からの聴き取りに基づき明らかにした。

・日系ブラジル人子弟の教育問題

日系人子弟に限らず、日本社会における外国人生徒児童は、非常に弱い立場に置かれている。国際条約により外国人の子どもたちが教育を受ける権利が認められているにもかかわらず、学校に通い学習を継続するためには多くの壁がある。まず、行政における外国人の子どもたちの教育問題に対する関心がまだ低く、外国語（母語）での情報提供が不十分である自治体も多く、教育に関する情報が外国人の親たちに十分伝わっていない現実がある。日本の公立小中学校では、日本語や日本の学校の生活様式に適應することが大きな課題であり、教科学習についていくことや、高校への進学を果たすことは大変難しい。何よりも深刻なのは、日本の公立学校に入学しても、言葉（日本語、特に漢字）や文化（日本の学校の厳しい規律）のハンディキャップが原因で授業についていけず不登校になる児童生徒が多いが、彼らの正確な人数や状況などは把握されていないという現実である。

そこで愛知県下の公立学校で行なわれている外国人児童生徒に対する「取り出し授業」と「入れ込み授業」の実態について分析し、そこでの問題点を明らかにした。

・「ニューカマーの子ども」の学校教育

江原武一編著『多文化教育の国際比較—エスニシティへの教育への対応—』玉川大学出版部2000年掲載の論稿「ニューカマーの子ども」の学校教育—日本的対応の再考—（太田晴雄著）を素材とし、外国人子弟の就学上の諸問題について考察した。

そこで指摘された問題点を以下に掲げ、今後の研究の参考にしたい。

- 1) わが国の公立学校では外国人子弟の就学の機会が「権利義務」としてではなく、「許可」もしくは「恩恵」として提供されていること。

- 2) 就学を認められた外国人子弟に対しては「日本人の子どもと同様に」扱われること。
- 3) 日本では「自動進級システム」を採用しているため、外国人の子どもの学習達成度とは無関係に年齢相応の学年に編入されるため、学力的に無理が生じ、不就学、不登校、落ちこぼれ、退学の原因になっていること。
- 4) 外国人には就学の義務がないため、親が就学の手続き行為を起こさない限り、子どもは不就学のまま放置されること。
- 5) とくに中学校段階の退学が目立つが、そのなかでもとりわけ①校則や細々とした規則の遵守が強調される日本の学校文化になじめない生徒 ②帰国時期が決定した生徒 ③中学校3年生で高校進学の可能性が乏しいことが判明した生徒の間で退学が多いこと。

4) 静岡県小笠郡小笠町の先行研究および今後の調査計画

静岡県小笠郡小笠町は愛知県の豊田市保見団地ほどではないものの、日系人を主とする外国籍居住者が町の人口の1割近くに達している日本有数の集住地の一つである。同町の外国籍児童への教育の状況について、先行研究である「静岡県小笠郡の中学校におけるブラジル人生徒教育の現況と課題——日本語、母語、教科教育、そして進路——」を利用しながら解説してみよう。同町（先行研究ではX町としている）に居住する外国籍学齢児童・生徒は120人である（先行研究の調査時点である1997・98年当時。以下同じ）。そのうち90人ほどが就学している。同町には小学校が3つあるが、ほぼ均等に外国籍児童が分散している。中学校は1つのみである。同町においてはこれら多数の外国籍児童・生徒への教育のために、加配教員（1992年から、全校で5人）に加え、町独自の事業で、国際指導教師2名を配置している。国際指導教師は、ペルー留学経験などのある日本人と、日系ブラジル人がおり、日本人は小学校を巡回し、日系ブラジル人が中学校に常駐している。外国籍児童・生徒への教育は、これら加配教員とそれ以外の教師、そして国際指導教師が連携して当たっている。また単に日本語教育を行うだけでなく、「ポルトガル・カルチャー」と題して、国際指導教師が中心となってブラジル（ポルトガル）語および文化をブラジル人生徒に教えている。

我々の調査は、この先行研究を踏まえ（1）先行研究以降の変化、を追うとともに、先行研究では簡単に触れていた、（2）小学校における児童教育、について詳しく分析を行いたい。